

2024(令和6)年9月3日

15年ぶりに下水道・農業集落排水施設の使用料を値上げへ — 関連条例の改正案を9月定例会に上程 —

本市の下水道事業は、これまで業務の効率化や組織のスリム化など経営努力を行ってきましたが、毎年赤字が続いており、資金不足分を市税で補てんすることで、使用料の値上げをせずに、経営を維持してきました。

しかし、恒常的な資金不足は解消されず、令和5年度は一般会計から2億6,000万円を繰り入れています。

令和6年3月に改定した宇城市下水道事業経営戦略において、現状のままでは健全な事業運営の継続が困難であり、使用料の値上げが必要との試算となったため、9月議会に条例改正案を提案するものです。

【目的・ねらい】

今後は、人口減少や節水機器の普及による使用料の減収に加えて、物価高騰などの影響による維持管理費の増加、施設の老朽化に伴う多額の更新費用が見込まれるため、業績はさらに悪化し、一般会計の財政負担(赤字補てん)がさらに大きくなります。

企業会計である下水道事業は、受益者からの使用料で経営を行う必要があるため、独立採算および受益者負担の基本原則にしたがって、平成22年以来15年ぶりに使用料を改定し、将来にわたり安定したサービスを提供していきます。

- 1 改定時期** 令和7年5月請求分から
 - ・公共下水道(4月使用分から)
 - ・農業集落排水施設(5月の使用人数確定分から)
- 2 改定率** 現行から「基本料金」、「超過使用料金」および「使用人数に応じた料金」をそれぞれ一律20%引き上げ
- 3 影響額** 標準的な家庭(3人世帯、20m³/月使用)の場合
 - ・公共下水道(水量計算)では、640円/月の増額
 - ・農業集落排水施設(人数計算)では、720円/月の増額

問い合わせ 上下水道局上下水道課 (課長)篠原 (課長補佐)岩岡
(担当:経営係)
〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85
TEL:0964-32-1111(代表) FAX:0964-32-0110